

障害福祉サービス事業所の新規指定申請をお考えの方へ

1. 障害福祉サービス事業所等の指定申請について

(1) 申請書類の受付

受付時間：午前9時～午後5時（県庁開庁日のみ）

(2) 指定日及び申請期限

指定日：毎月1日

申請期限：指定月の前々月の末日※

※期日までに申請書を提出した場合であっても、別途県が指定する期限までに書類等の修正が完了しない場合、翌々月の1日付での指定は認められません。

(3) 指定申請に必要な書類

「**申請書類一覧**※」に記載の必要書類一式（※ダウンロードについてはP.3参照）

以下の書類についても、各期限までに提出してください。

- ① 加算届※：指定予定月の前月15日まで（処遇改善加算は指定予定月の前々月末日まで）
- ② 開始届：事業開始後速やかに
- ③ 業務管理体制届：事業開始後速やかに（指定通知に案内を同封します）
- ④ 工賃向上計画※：事業開始後1ヶ月以内（指定通知に案内を同封します）

※ ①については、事業開始時からの算定の有無に関わらず必要。

※ ④については、就労継続支援B型のみ必要。

申請前に必ず事前相談を行ってください！

- ・指定申請前に、下記の事項の確認のための事前相談制度を設けています。
「**事前相談シート**」（※書式のダウンロードについてはP.3参照）等を作成の上、期日までに事前相談にお越しください。

初回の事前相談期限：申請期限の2週間前

<事前相談において確認を行う事項>

- ① 事業内容、収支計画
- ② 事業に使用する建物の設備要件充足状況
- ③ 他法令（建築基準法、消防法等）に基づき必要な手続きの進捗状況
- ④ 従業者等の資格、人員配置 など

※ 事業所の名称について、既に他法人で指定を受け使用されている名称及び類似名称は、トラブル等が想定されるため、できる限り使用しないでください。（他法人の事業所名称については、障害福祉課ホームページ掲載の事業所一覧やWAMNET等で確認してください。）

【来庁の際は、5営業日前までに必ず予約を取ってください】

- ・毎月下旬は指定申請手続の来庁等で混み合いますので、ご希望の日時に予約できない場合があります。初回の事前相談はなるべく月の上旬にお越し願います。
- ・事業の見通し等について直接確認を行うため、行政書士等が指定申請手続を行う場合であっても、**初回の事前相談には実際に事業を運営する方も一緒に来庁してください。**

【連絡先】 奈良県健康福祉部障害福祉課自立支援係 TEL：0742-27-8513

2. 他の法令等に基づく必要な手続きの確認について

(1) 他法令に適合しているかの確認について

- ・障害福祉サービス事業に使用する建物については、奈良県条例における設備基準のほか、建築基準法、消防法等の他法令にも適合していることが必要です。
- ・他法令の適合については、**新築、増改築、売買契約、賃借契約を行う前に、土木事務所、消防署等関係機関への確認・相談を行ってください。**

※障害福祉サービスの設備基準を満たしていても、他法令に違反している場合は指定できません。

※また、事前相談より前に建物の契約等を行っていたことに伴う配慮は一切行いません。

【関係法令の例】

※各法令の詳細につきましては、各所管官庁へお問い合わせください。

① 都市計画法

- ・市街化調整区域においては、都市計画法上の立地要件と技術的基準の両方を満たす必要があり、要件を満たさないものは建築物の建築・用途変更等が認められません。また、サービスの種類によっては許可されない場合があります。

② 建築基準法

- ・新築建物だけでなく、既存建物を事業所として使用する場合であっても、自己所有、賃貸を問わず、建築基準法上の用途変更手続き等が必要な場合があります。

③ 消防法

- ・事業所を開設する場合、防火対象物使用開始(内容変更)届を消防署に提出する必要があります。
- ・また、サービスの種別や想定する利用予定者の状況によっては、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯等の設置が必要となり建物の改修等が生じる場合がありますので、事前に最寄りの消防署に確認を行うとともに、事業開始前には消防署の検査を受けてください。

④ 食品衛生法

- ・実施事業によっては食品衛生法上の営業許可等が必要となる場合があります。
- ・また、利用者に昼食等を調理し提供する場合や、生産活動の一環として製造した食品を販売する場合などについても、食品衛生法上の手続きが必要となるか事前に確認を行ってください。

⑤ その他関係法令

- ・上記以外の法令についても、事業内容に合わせて必要な手続きの確認を行ってください。
(農地法上の手続き、古物商営業許可、福祉有償運送事業許可など)

(2) 他法令適合状況確認書類の提出について

- ・他法令の適合状況を確認するため、指定申請時に「**建築物関連法令確認記録報告書**」を提出してください。
- ・また、事業開始までに、当該法令への適合を確認できる書類(消防検査済証など)の追加提出が必要です。

3. 就労継続支援A型事業所の新規申請について

(1) 就労継続支援A型事業所について

- ・就労継続支援A型事業所は、障害者の方を雇用し、就労する場の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。
- ・事業所は利用者の方と**雇用契約を締結**する必要がありますので、利用者は、労働基準法上の労働者となり、**最低賃金以上の給与の支払いが必要**となります。
- ・利用者の賃金は、**事業所が行う事業収益で賄う必要がある**ため、継続・安定的な事業収益が見込めないと適切に事業を行うことができません。
- ・就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行うことから、利用者に作業等を教えるための職業指導員や、利用者が社会生活等を営むための生活支援を行う生活支援員等の配置が必要となります。
- ・なお、就労継続支援A型事業の実施主体については、**「専ら社会福祉事業を行う者」である必要があります（社会福祉法人を除く）。**

(2) 就労継続支援A型事業所にかかる指定審査について

- ・事業者が適切に事業を行える状態か精査する必要があることから、**事前相談時に「事前相談シート」や「事業概要」の内容を詳しく確認します。**
- ・事前相談の内容によっては、追加資料の提出や事業内容の見直しを依頼しますので、**期日までに事前相談をいただいても、希望する月での指定を行えない場合があります。**

4. 指定基準・申請関係様式のダウンロードについて

- ・人員・設備等の基準については、下記ホームページに掲載しています。

奈良県障害福祉課トップページ	→	自立支援係	→	事業者の方へ
→		事業者指定基準		
(アドレス	http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=23034))
- ・事前相談シートや指定申請書、加算届等の関係書類は、下記ホームページからダウンロードしてください。（※随時改訂を行うため、必ず最新の様式をダウンロードして使用してください。）

奈良県障害福祉課トップページ	→	自立支援係	→	事業者の方へ
→		事業者指定に係る申請様式（障害福祉サービス事業者等）		
(アドレス	http://www.pref.nara.jp/item/60863.htm#itemid60863))

※ メールアドレス登録のお願い ※

～重要なお知らせを送付しています～

- ・事業開始後、県からの通知・調査依頼等については、電子メールにて案内しています。**必ずメールアドレスを取得のうえ、指定申請書類に記載してください。**
- ・登録いただいたアドレスに送付されたメールは定期的にご確認ください。
- ・また、登録後にアドレスを変更した場合は、速やかに変更届を提出してください。